

東京都子供・若者支援協議会
代表者会議

平成 31 年 2 月 8 日（金）

都庁第一本庁舎北塔 42 階
特別会議室 A

午後 2 時 02 分開会

○西村若年者対策担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから東京都子供・若者支援協議会代表者会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、今回の進行を務めます、東京都青少年・治安対策本部若年者対策担当課長の西村と申します。よろしくお願いたします。

それでは、失礼しまして、着席にて進めさせていただきます。

まずは、本日の会議の公開についてですが、本会議は都の附属機関となっております。都の附属機関につきましては、原則公開ということが附属機関等設置運営要綱に規定されておりますので、本日の会議も原則公開とさせていただきます。議事録についても同様の扱いとなりますので、ご承知おきください。

なお、議事録につきましては、本協議会終了後、委員の皆様にご確認いただいた後、公開する予定となっております。

次に、本日の資料などを配付してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

お配りしたものは、配付資料一覧にもございますとおり、資料 1 としまして、本日の出席者名簿、資料 2 は本日の協議会の要綱となっております。資料 3 は、第 31 期東京都青少年問題協議会の意見具申の概要ということになっております。それ以外に、透明のクリアファイルに、参考資料を入れさせていただいておりますけども、東京都若者総合相談センター「若ナビα」のリーフレット、東京都ひきこもりの問題を抱えるご家族の方へというリーフレット、TOKYO チャレンジネットのチラシ、保護観察を受けることになった皆様へというリーフレット、更生保護～地域社会とともに歩む～パンフレット、中部総合精神保健福祉センターのリーフレット、子供への虐待の防止等に関する条例の骨子案のポイントと骨子案の概要となっております。なお、本日は、少子社会対策部長がご欠席ということですが、一応、資料のほうをお配りするということになっております。

あとは、東京都ひきこもりサポートネットの活動報告・シンポジウムのチラシがございまして、3月14日に開催をされますシンポジウムのご案内です。あとは、東京都青少年問題協議会の意見具申の冊子をつけております。

最後に、NPO法人青少年自立支援センターのリーフレットもお配りしております。

資料の過不足はございませんでしょうか。もしございましたら、事務局にお申し出ください

い。

それでは、次第に則りまして進めさせていただきます。

まず最初に、当協議会の会長である東京都青少年・治安対策本部青少年対策担当部長の井上よりご挨拶申し上げます。

○井上青少年対策担当部長（会長） 皆さん、こんにちは。ただいま紹介のありました、この協議会の会長を務めておりまして、青少年・治安対策本部で子供・若者支援の担当をしております井上でございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

皆様方におかれましては、日頃から子供・若者がそれぞれらしく輝くための様々な取り組みにつきまして、ご尽力いただいておりますこと、また、私どもとの連携をとっていただきまして、厚く御礼を申し上げます。この会の開会に当たりまして、一言私の方からご挨拶をさせていただきたいと存じます。

連日のように、千葉の悲しい事案の話が流れるたびに、何というんでしょうか、大人がもっと頑張らなきゃいけないという思いに至ります。実は、私は昨日、区市町村の職員等向けの研修で、本日、木村委員にもご出席いただいておりますけども、多摩少年院に伺わせていただきまして、現場を見させていただきました。少年たちの矯正施設、教育施設ではあるんですが、行って見て、非常に心を打たれることが幾つかございました。

17歳から20歳未満ぐらいの子供たちが多いというようなことでもございましたけれども、非常に一生懸命授業を聞いているんですね。彼らは、それぞれがいろんな罪を犯して、そこに至っていると思うんですけど、何とかしなきゃと、自分を変えなきゃと一生懸命な思いでいるのかなと感じ取った次第なんです。彼らが途中、矯正教育を受けている中で、幸せになってもいいんでしょうかということもつぶやくらしいんですね。彼らが過去を悔いるがゆえに、そういうふうな思い、また、真摯に生きようとするという部分のあらわれではないのかなというふうに感じました。そして、最後は、出院式で決意を述べて、出院していくというような形のようなんですけど、一方で、刑法犯の状況を見ていますと、再犯者率がとても高く、上がっているという傾向もあります。残念ながら、少年院を出た方の中でもまた少年院、別の少年院も含めて入る方も少なからずいらっしゃるという話を聞きます。昨日、私が見た少年たちは、何とか頑張ろうと思っていると思うんですが、でも、またというようなケースもないわけじゃない。

昨日の研修の中で、一つのキーワードとして、安心感という言葉がありました。子供たち

が安心感を持って、普段の生活をしていただけるのかなと。今の世の中、子供たちはいろんな不安を抱えながら生きているという現状があるのかなと思った次第です。いろんな悩みを抱えた子供たちがいるんですが、彼らがもし悩みを抱えても大丈夫だと、周りで支えてくれる大人が複数いて、それがこの後説明申しますけど、我々がいただいた意見具申の中に、スクラム連携という言葉もあって、いろんな支援機関が重なり合い、場合によっては複数の支援メニューを本人に見せてあげられる、そういう社会であれば、もっともっと彼ら、悩みを抱えた子供や若者たちが生き生きと自分らしく暮らしていけるんじゃないのかなと、そういう環境づくりを本日集まっていただきました皆様方と一緒に、ぜひ進めていきたいと思っております。

昨年も、この会議で私が申し上げたところなのですが、この会議は、何か答えを出すというよりは、皆様方と色々な状況の情報のシェアをしながら、より連携を深めていける会にしたいと思っておりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、委員の出席状況の報告、あと、青少年・治安対策本部職員の紹介をしたいと思います。

本日の出席者につきましては、お配りしました資料1の出席者名簿をご覧くださいと思います。

本日ご欠席の連絡をいただきましたのが、福祉保健局少子社会対策部の谷田部長、あと、警視庁生活安全部少年育成課になりますが、本日は少年環境第1係長の小幡康二様にご出席をいただいております。本日の出席者はお配りしました名簿と座席表のとおりということで、こちらの配付を以てかえさせていただきます。

それでは、議事を進めたいと思います。

次第の3番目の今年度における子供・若者支援に関する取組状況についてでございます。最初に、(1)番の若ナビα、ひきこもりサポートネットにおける今年度の取組についてということで、こちらは、私から説明をさせていただきます。

リーフレットをお手元にお配りしておりますが、「若ナビα」はこちらのリーフレットになりまして、ひきこもりサポートネットの関係はこちらのA4版のリーフレットになっております。

まず最初に、当本部では、相談窓口としまして、若者の様々な悩みについて相談を受ける

東京都若者総合相談センター「若ナビα」とひきこもりの問題を抱えている本人や家族からの相談を受ける東京都ひきこもりサポートネットを運営しております。

「若ナビα」につきましては、若者やその家族を対象とした無料相談窓口として、電話やメール、来所による相談を受けております。今年度の4月から12月までの実績になりますが、電話相談が5,221件、メール相談が249件、来所相談が107件となっております。1カ月当たり600件程度の相談を受けております。相談内容としましては、若者の場合は、孤独感や人間関係がうまくいかないなど、自分自身に関することが多く、家族の場合には、子供との接し方や子供の将来に不安を感じるなどの親からの相談が多くなっております。「若ナビα」では、若者や家族の状況に応じまして、教育、福祉、保健医療、矯正更生保護、雇用等の分野の支援機関につなげるなど、若者の自立を後押ししております。

次に、ひきこもりの相談窓口である東京都ひきこもりサポートネットについてですが、ひきこもりのご本人やご家族を対象に無料で電話やメールによる相談のほか、家庭への訪問による相談も実施しております。今年度の4月から12月までの実績になりますが、電話相談が1,499件、メール相談が528件、訪問相談の申込件数が25件となっております。東京都ひきこもりサポートネットとは、ひきこもりの状況を未然に防ぎ、早期に適切な支援につなぐため、ひきこもりのご本人やご家族の状況に応じて、地域でひきこもり支援を行っている東京都若者社会参加応援事業実施団体、こちらの方はリーフレットを開いていただきますと真ん中の部分に載っておりますが、現在、21団体ございます。こちらの団体や、あとは、保健所、地域若者サポートステーション等、こういうところを主にご紹介をしております。

本日お配りしています、このリーフレットは、地域の若者サポートステーションや東京しごとセンター、ハローワークの関係、精神保健福祉センター等、関係機関が一覧として載っております。あと、保健所の一覧も載っております。ご家族の方がどこに相談すればいいのかというときに参考になるような情報提供も行っております。

サポートネットにおきましては、これらの関係機関と連携を図りながら、ひきこもりのご本人やご家族の状況に応じた支援の充実を図っております。

そして、本日の議題の中にもございます、連携という視点では、本日の東京都若者支援協議会代表者会議または実務担当者の会議である連絡調整部会における情報共有をはじめ、個別の具体的なケースにつきましては、関係機関を集めまして、ケース検討会議を開催するなど、連携の強化を図りながら、支援の充実を図っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

それでは、今、発表しました内容につきまして、ご質問等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に、移らせていただきます。

続きまして、第31期東京都青少年問題協議会の意見具申の概要についてでございます。

ここからは、司会につきましては、会長の井上青少年対策担当部長にお願いしたいと存じます。井上会長、よろしくをお願いいたします。

○井上青少年対策担当部長（会長） それでは、以後、私の方で進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

先ほど私から冒頭でもご挨拶させていただきましたが、本日の会議は、より多くの方々にご発言いただきながら、連携あるいは今の若者の群像をいろいろな角度から共有し、それぞれの機関での支援に生かしていただく、そういう会にしていきたいと思っておりますので、どうぞ忌憚のないご発言等をしていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

まず最初に、本日の話題提供という観点から、第31期東京都青少年問題協議会の意見具申の概要について説明をさせていただきたいと存じますけども、これにつきましては、今年の7月の末に意見具申をもらいました。こちらは、生きづらさを抱える若者がどういう状況にあるのか、それに対して、どういう支援をしていけばいいのかということについて、意見具申をいただきましたので、それにつきましては、まずは担当の課長の方から説明をし、その上で、皆様方から若者の今の状況、こんな感じだとか、あるいは、うちではこういう連携をしているとか、こういう取組が必要だ、等のご意見をいただければと存じますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局である青少年課長の坪原より説明をさせていただきます。

○坪原青少年課長 それでは私から東京都青少年問題協議会の意見具申、第31期のものについて説明をさせていただきます。着座にて失礼をいたします。

資料につきましては、こちらの資料3の表裏が簡易な資料となっておりますので、また、別に冊子を本日、お配りしているところでもございますので、後ほどお帰りになったときにも、詳細を見ていただければというところがございます。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、この意見具申につきましては、こちらのポイントに3点書いてありますとおり、ま

ずは、若者や家族に寄り添う視点ということで、基本的には、行政サイドといいますより、むしろそういったサービスを受ける側から何が求められているのかというところを取りまとめるという視点からつくられております。また、こちらは、若者の家族、それぞれ置かれている状況は異なるというところでもございますので、それぞれ一番問題状況を抱えやすい場面というのを三つに分類いたしまして、これは後ほど細かく説明をさせていただきますけれども、三つといいますのは、支援を受けたほうが望ましい状況にはあるが、その必要性を認識していない段階、そして、支援の必要性を認識するに至ったけれども、相談先を見つけることができない段階、そして、支援機関等に相談したが、適切な支援につながらない段階という、それぞれの段階ごとにそれぞれなぜ適切な支援が受けられないかということについての問題状況があるということでもございますから、そちらの内容を整理したというところでもございます。

その内容を精査いたしまして、具体的に何をしたらいいのかという点につきましては、それぞれの段階において、情報発信の充実、支援環境の整備、支援体制の充実というところで、今度は、逆に、我々役所はもちろんでございますけれども、関係機関の皆様と連携をして、できることは何か、しっかりと提言をいただいたという順番になっております。

それでは、具体的な中身について、説明をさせていただきます。

構成といたしまして、章ごとに構成されておまして、第1章は、「生きづらさを感じている若者の現状」というところで、現在の若者がどのような状況に置かれているかということの現状分析をしております。その中で、特にこちらの協議会の中で出た意見なども踏まえ、ある程度データも踏まえというところではございますけれども、とりたてて最近の若者について特徴的だという点につきましては、やはり地域や家族の支え、地域社会というものが徐々に脆弱化してきているということが挙げられたところでもございます。それ以外にも、最近の若者につきましては、やはりスマートフォンの普及と、インターネットは非常に便利なものでございまして、情報をすぐに手に入られると、そして、他人ともすぐにコミュニケーションがとれるという、我々の世代にはなかったような話というのが出てきているところではございますが、当然ながら弊害もございまして、若者のコミュニケーションのやり方において、量は多くなっているんですけども、非常に狭い世界の中で完結するようなSNSの使い方をしているのではないかと、人間関係の築き方など、我々の世代とはまた変わってきているというところは、注目しなければならないのではないかと。

そして、あとは自己肯定感ということに関して言いますと、これは必ずしも高ければいいというものではないのかもしれませんが、実際、諸外国に比べては相当程度低率、5割弱と。他の国が8割近い数字を出している中、日本は低率なので、我々が例えば若者に対して何か物を言うときには、高い自己評価を持っている人間に対して言うこととはまた少し違うと。諸外国の処方箋をそのまま持ってくるわけにはいかないということではありますが、我々なりに自己肯定感というのはある程度高く感じてもらえるようなところも意識しながら話をしなければならないのではないかとといったような現状が見えてきております。

そして、第2章、それなら一体、どのようなところに今、特に困難を抱えた若者が問題を抱えているのかという要因を分析したのが第2章でございます。まずは、第一段階でございますけれども、困っている方というのはそれなりにいるところではございますが、これらの方で相談に来る方というのは、実際はそのうちの一部というのが実際というところかと考えております。

ただ、困っている方について、そのまま放置していた場合には問題が大きくなってから相談に来てしまうというケースもございますので、やはり早目に支援を受けた方が望ましい状況にあるけれども、その必要性を認識していない段階において、何とかこちらに来ていただけるという部分を確保するには何がそもそも今、問題なのかというところを分析したのがこちらになっております。多少心理的な話も含まれてきますので、ある程度、定性的な相談内容ですとか、そうした話で実感のようなものをお話をいただいたところではございますけれども、悩みを抱える若者やその家族に対して、ひきこもりとか、非行についてもそうだと思うのですが、社会全体がうちの家族の話じゃないしと。昔だと、多少、おせっかいの中で地域社会の中でやっていた話でも、今は自助努力でしょうというような形で言われてしまうような現状というのがやはりあるのかなと。そして、その反面ではあるんですけども、若者や家族自身もやはり自力で解決しなけりゃと。何でもかんでも世の中、自力で解決できるというわけではないですし、頼れるところは頼っていただきたいんですけども、そこをどうしても周りにそういうふうに見られるということも相まって、その様に思い込んでしまう人もいるのではないかと存じます。

あとは、そもそもの問題として、どうやったら支援を受けられるのか、必要な情報がそもそも手元まで来ていないということも恐らくあるのかなというところがございます。

次の段階でございますけれども、これを乗り越えて支援の必要性というのを認識していた

だいたとしても、次にどこに相談したらいいのだろうというのがわからないという段階でございませう。

非行少年にせよ、ひきこもりにせよ、その他いろいろな困った問題というのがありますが、一人の人間が抱えている問題というのは基本的に単一の原因だけということとはほとんどないというところでございます。教育、家族関係、病気等の複数のものが相まって問題行動につながっているということがあるかと思ひます。それを一体どこに相談しに行ったらいいのか、どれを選択していいかわからないという声があるということでございます。

その次の段階でございますけれども、それでは支援機関をやっと見つけて、相談しに行ったらいいけれども、その後、もちろん最初からぴったり適切なところに行けたとすれば、そのままプログラムに沿って無事にとということもあるのかもしれませんが、次には、その適切な支援、当然合う、合わないなどもありますので、あとは、その問題状況がもしかしたらちょっと調べていくうちに違ふという話になる場合には、どうしたらいいのかというところでございます。

その際に、いろいろと問題になるところではあるのですが、そもそもの問題として悩みを自分の言葉で伝えることが苦手という若者もいらっしゃいますので、その場合には、そもそも最初の支援機関の相談がなかなかうまくいかないというようなこともありますし、あとは、支援の切れ目といひますか、うまくほかにつなぐということができないケースというのでも散見されるという話がございました。

それでは、裏になります。

では、我々は一体どうしたらいいのかというのが、こちらの第3章でございます。こちらの課題にあるもの、それぞれ一つ一つ解決していくということで、何よりも他人事であるとか、孤立させることがないというのがまずは第一と。とにかくそういった問題については、みんなで解消しましょうという意識がないことにはやはり進まないのかなというところではございます。そのためにも、こちらには書いてありますが、まずは心の問題ではありますけれども、社会全体で若者の生きづらさに寄り添うサポーター意識の浸透ということを掲げさせていただいております。もちろん若者や家族が頼ろうと思っても、当然、こちら側がそれに応えられるような状況になっていなければ、なかなかこういったものは進んでいかないと思ひますので、他人事意識の払拭はしっかりとやっていこうというところでございます。

あとは、情報が届かないということについては、やはり情報発信手段におきまして、最近

では、専らSNS等、インターネットしか見ていない人たちも増えているところから、いわゆるオールドメディアのみで広報するのではなくて、SNS等を活用して、個人にしっかり届くような形で広報をやっていくべきではないかというところからでございます。

そして次に、どこに相談に行ったらいいのかわからないといったようなことにつきましては、やはりここに行けば、とりあえずは出口まで連れていって行けると。まずは入り口を広くしようということが考えられるところからでございます。我々が協力して仕事を行っております「若ナビα」でございますが、こちらは支援のハブステーションとしまして、こちらに来るならば、いろいろな機関との協力の中で解決策が手に入れられるというような形で、若者や家族が相談しやすい環境の整備をやっていくということを掲げさせていただきました。

こちらにありますとおりに、誰でも、どんなときでも、どんな悩みでもまずは頼れる支援の窓口「若ナビα」と書かせていただいておりますが、こちらで迷ったらここという形で来ていただけるようなシステムをちゃんと整備していきたいと考えております。

最近では、みんなインターネットで情報収集をするのが基本になっておりますので、関係機関を含めまして、若い方がそういう関係機関をすぐに見つけることができるポータルサイトを構築することにしております。年度内にこのポータルサイトを構築いたしまして、皆さんに活用していただけるようにしたいと考えているところからでございます。

そして次ですが、身近な地域で支援を受けられる環境づくりでございます。こちらは、関係機関の方、そして区市町村の方の協力を得て、やはり近くで適切な支援を受けられるというところについては尽力する必要があるということ、あとは、みんなで支援力を高めるという点では、やはり最新の状況をキャッチアップしていくという意味でも能力開発・研修が欠かせないというところからでございます。

そして、次に、どんな悩みも取りこぼさない「スクラム連携」というところからでございますけれども、こちらにつきましては、一つの機関だけで全てを解消するというのは、もう今の時代は非常に難しいということからでございます。やはり都民の方々のニーズが非常に多様化しているというところからでございますし、とりわけこちらの困った状況に陥った方というのは複数の問題を抱えているというのが通例でございます。それを解きほぐしながら、しっかりとやっていくと。そして、本人がうまくそれを話せないというのであれば、きちんとそれを翻訳する代弁者的な方の技能を活用すると。そして、うまく関係機関が連携できないということがもしあるのであれば、それは間に落ちてしまうということがなくなるぐらいに重層的

に多少重なってもいいじゃないかという考え方で、きちんと関係機関が多層に連携をするという形で、そこをコーディネート機能という形で調整役というのを各機関がそれなりに得意分野に応じて行うでありますとか、しっかりとスクラム連携、ラグビーなりなんなりのスクラムではございますけれども、あれくらい重なり合うぐらいの密度を持って、取りこぼしのないようにしっかりと連携を進めていきたいと考えております。

現状でも、「若ナビα」をはじめとする関係機関の皆様におかれましては、こうした形で行っていただいているところではございますけれども、我々の施策の中でより一層これを強化するという視点から事業を編成していきたいと考えているところでございます。

そして、最後に、第4章「若者がいきいきと輝ける社会へ」につきましては、何よりも最終的には困難を解消した後に、みんなが幸せな世界、若者自身幸せを感じられる世界になっていただくというのが基本でございますから、低いと言われた自己肯定感につきましても、きちんと社会の構成員として自分たちが重要であり、自己有用感というものをしっかりと感じていただきたいというところでございます。実際、学校教育の世界の中でも自己肯定感を高めるということについてはキーワードであるということについては、こちらでも認識しているところでございますので、まさに関係機関が連携する中で、若者が自分というのは社会の構成員として重要だという点について実感できるようなことを、家庭教育と相まって進めていけたらというところでございます。

そして、やはり役に立つといいますか、自分が重要だと実感できるということについては、単一の評価軸で見るのではなくて、多様な活動にいろいろと関わることによって、一面ではもしかしたら評価されないかもしれないけど、他面では多少評価されるんだというところも含めまして、しっかりと自分自身の立ち位置を確保するという意味では、ボランティア活動などいろいろな活動に日常的にかかわる機会づくりというものをしっかりと行いたいところでございます。

そして、少年非行につきましても、もちろん数は減ってはおりますが、部長から話があったとおり、再犯という視点では必ずしも状況は改善していないというところもございますから、こちらを一層効果的に防止すると。そして、その犯罪の質も昔とは若干変わってきているところもあるものですから、こちらにつきましても、しっかりと意味のある施策を打てるよう、そのあり方をしっかりと検討してまいりたいとしたものが、こちらの意見具申ということになっております。

意見具申につきましての解説は以上でございます。

○井上青少年対策担当部長（会長）　ただいま青少年問題協議会の意見具申につきまして説明をさせていただいたところなのですが、これから少し皆様方と意見交換をしていきたいと思っております。まずは、現在の若者がどういう悩みを持っているのか、あるいは、どういう連携をしているのかとか、あるいは、どういう連携が必要だよねですとか、何かそういうようなご意見をそれぞれのお立場で何人かの方にご発言いただければと思っているところなのですが。まずは、私どもの方で持っています若者総合相談センター「若ナビα」、こちらで先ほども課長からもありましたように、今年は月 600 件ほど相談を受けております。そこで、まず、「若ナビα」において若者がどのように悩みに駆け込んでくるのかという部分から少し皆様方と共有しながら、どのような連携が必要なのか等、少し議論をしていきたいと思いません。

まずは、「若ナビα」の統括責任者の小田委員からご発言をお願いできますでしょうか。

○東京都若者総合相談センター 社会福祉法人やまて福祉会小田理事　それでは、私の方で先ほどお話がございました「若ナビα」という窓口ですね、そういったチラシ、参考資料に入っておりますT O K Y Oチャレンジネットですね、こちらのA 4のチラシが入っております。「若ナビα」で相談を受けている中で、今、どういう相談があるのか、若者が抱えている状況と、あと、ちょっとこれは個人的に、連携でどういうふうにしていったらいいのかという思いを2点ほどお伝えさせていただけたらと思います。

まず1点目の現場で感じている子供・若者が抱えている困難についてです。

現場にいますと、私たちは非常に傷ついた若者に出会うんですね。一見、普通の今どきの若者なんですけれども、相談を始めると、虐待を受けたとか、学校や会社でいじめに遭ったとか、罪を犯してしまったとか、いろんな話が出てきます。以前、おまえなんかはもういなければよかったとか、死ねと母親にずっと言われ続けて育ってきた18歳の女性から相談を受けたことがありました。彼女は、児童相談所が介入して一時保護されたことがあったんですが、これまで彼女は母親のことを心底嫌いになったことはないと言っておりました。相談を受けている中で、彼女がいつも口にするのは、親に対する恨み言ではなくて、自分の存在を否定する言葉なんです。このように相談を受けた若者から、虐待を受けていた過去や家を追い出されてしまったというふうな話はよく聞くんですけれども、けなげに親を心配する発言とか、親を責めるよりも、どちらかという自分自身を責めてしまう若者が圧倒的に多いような印

象があります。

また、相談の中で、話を聞いてほしいという思いが出てくる方が非常に多いです。これは、話を聞いてくれる人が周りにいないのではないかと。それか、自分の思いと一緒に揺れてくれる人など、そういった存在を求めているのかもしれないと思っております。

それと、相談につながった若者が家がある、家族がある、友達も一応はいるんだけど、結局、誰もいないというような結論をよく訴えるんですね。それは、また寂しいというふうに表示することから、誰も頼っていいと思える人がいないのかなと思います。

彼らは、自分のことをどんなふうに捉えているのかなと想像するんです。ずっとこれまで存在を認められるような言葉をかけられたことがない若者がどうして自分の存在をどうやって認識して確かめているんだろうかと考えるんですね。困ったときに声を上げて、誰からも相手にされないと、そういった若者は透明人間になってしまうんじゃないかなと。このような声を上げる気力を失った若者が自分を傷つけて血を流すことで、ようやく自分は生きていると実感するとか、一時的に不安を和らげてくれるアルコールとか薬物、ギャンブルとか性に依存してしまうのは、ある意味、自然なのかなというふうに感じております。

今、パパ活とか、JKビジネスというふうに呼ばれているものがあります。先日も、ツイッターで集団自殺を募るような事件もありました。その中で、今晚、泊めてくれるような男性とか死に方をネットで探して、そこでトラブルとか事件に巻き込まれている若者が実際おります。

親とか教員の言うことを聞かない若者が何でSNSとかインターネットで出会った顔も知らないそういう大人とか、大人の言葉を簡単に信用するのかなというふうに思うんですね。それは、今、本人が抱えている寂しさとかを満たしてくれる、自分に価値がないというふうに思っている自分を求めてくれているような相手に不安を感じながらも、もしかしたらというふうに飛び込んでいっているような印象があります。その結果、金銭とか性的に搾取されてしまって、若者たちの自傷行為とも言える、こういった行動というのが周囲の大人に対する命がけのSOSではないかと思えます。この命がけのSOSを援助者側がしっかりと受けとめる必要があって、そういった若者の本音をどこまで聞いているのかなというふうに、現場に立っているといつも思っております。

二つ目が、連携の必要性について考えることです。若者のこういった困難に立ち会うときは、ほとんど家族の関わりに介入していく必要があります。ちょっと前までは、若者の困難

というのは、親の育て方が悪いとか親の愛情不足なんて言われたことがありますが、もう親子の関係だけでは解決できないような問題が多いような気がしております。何でかという、そういった親も傷つきを経験して悩んでいる、そういった世代間の負の連鎖が非常に多いのかなと思います。

家族の機能が失われている原因がどこにあるのか、さまざまな想定をして、支援に臨むこと、これは援助者側が多角的な支援を求められている必要性があるというふうに感じております。今、「若ナビα」とか、こうした公的な機関とか民間団体など、さまざまな支援団体とか政策、相談ツールがあります。意見具申にもありましたけれども、若者を適切な支援につなげるためには、援助者側も自分の守備範囲だけで解決を目指すのではなくて、どこがどうした支援をしていくのかなと。様々な分野に関心を持って、興味を持って、正しい情報を共有して、若者に提供していく、そういう力が必要だと考えています。

また、子供たち、若者たちが頼れる大人を身近につくるということが地域の支援機関が密に連携を取り合って、必要なときに必要な分の支援を行える、こうした体制を整えておくことだと思います。そのためには、自分自身の住んでいる場所にどれだけ頼れる大人がいると感じてもらわなければならない必要があって、より適切で的確な支援先を案内する必要があるのかなと。私は、「若ナビα」の相談室で若者と出会って話を聞くことがその第一歩、スタートとなることを願っております。

また、現場にいて思うんですけれども、案外、携帯電話とかスマートフォンを持っていない若者も意外に多いんですね。お金が払えない、携帯電話料金を滞納しているとか、未成年で親権者の同意が得られない、親から逃げているとか、連絡先を持ちたくないとか、もう社会そのものつながりを持ちたくないというようないろんな理由があります。ほかに、インターネットを使える状況とか、スマートフォンを持っていたとしても、意見具申にもありましたけれども、狭い情報だけを信じて、限られた人だけの交流しかしていない。そうした閉じた世界でしか動いていないという若者も多いんです。そうしたツールを持たないとか持てない若者に対しては、幅広く支援を届けるために、支援機関側が積極的にアウトリーチ活動とか出張相談を行って、若者やその家族に会いに行くことも必要だと思っております。

最後に、役割とか居場所を得た若者が、自分で自分の存在を認めるようになって、いろんなことに興味を持ってチャレンジする、そういうふうには認められるとチャレンジする活力を発揮するんですね。まさに若者らしく生きることができるとかなと思っております。

困難を抱えた若者が適切な相談場所にたどり着いて、信頼できる大人と出会ったときに、自分の自分自身の存在を認めることができた、そのときの心身の成長は本当に目をみはる速さで変わっていくのを現実に見てきました。自己肯定感にもつながる、自分の存在を認めることができるようになるためにも、適切な相談所へつなげるということが必要不可欠なのかなと思います。そのために「若ナビα」などの丁寧なコーディネートが私たちは求められていると思っております。

私からは以上です。

○井上青少年対策担当部長（会長） ありがとうございます。

ただいま小田委員からお話があった、親を否定するわけではなく、自らを責めるというところで、ただ、いろんな事案を聞くと、褒められた経験のない子供たちというのが結構多いのかなと。そういう部分で、自分って何なんだろうという思いを持ちながら、命がけのSOSを発している。それをきちんと地域の中で受けとめ一るために、地域の中で頼れる大人が多数いるということが必要かなというふうなご発言をいただきました。どうもありがとうございました。

続きまして、児童相談センターの西尾委員からも少しお話をいただけますでしょうか。

○東京都児童相談センター 西尾次長 児童相談センター次長の西尾でございます。

この場をおかりいたしまして、皆様方には児童相談所の業務につきまして、日頃からご理解、ご支援をいただいておりますことに改めて御礼を申し上げます。

まず、議題に移る前に、冒頭、井上部長にも触れていただきました野田の小4の女の子が亡くなってしまったケースについてでございます。連日、報道で児童相談所あるいは教育委員会等の不手際等が報道されております。今日午前中、安倍総理から直接指示が出まして、全国の児童相談所で在宅ケースにかかっているケース全てを1カ月以内にもう一回、安全確認をせよという指示がおりております。私どもは、ご案内のとおり、都内では目黒の本当に痛ましいケースを経験し、そして、いろいろ安全確認の行動指針をつくったり、警察との情報共有の拡大を行ったりしているところでございまして、この1定には虐待防止のための条例を議論していただく予定でございます。ここにお集まりの委員の皆様方には、児童相談所業務のいろいろな場面での協力をいただいておりますが、私ども今後とも子供の安全・安心のために全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、引き続きのご協力よろしく願いをいたします。

さて、この議題のほうに戻りまして、改めて私も若者の自立ということで、最近、どんな状況なのかケースの中で探してみました。児童相談所では、毎週水曜日に所内の援助方針会議という会議をやっています。今週の会議では、70件いろいろ議論したのですが、その中で3件が子供の自立に関するテーマでした。改めて見てみますと、共通点がございまして、この意見具申にも触れていただいていますけれども、家族の機能がやっぱり不全になっている点がひきこもりとか自立を妨げている非常に大きなバリアになっています。親御さんが精神疾患を抱え、そして、ネグレクト気味になってしまう。親御さんが布団から出られないとか、そういった非常に養育能力の弱さを持っている。もう一つはドメスティックバイオレンスですね。そういったことで、家族の機能が本当に働かないという土台があるというのが共通点でございました。

あとは、お子さんの方にも、生まれながらというかADHD的な傾向があるとか、あとは虐待を長期に受けていると、愛着障害として発達障害と同じような症状が出てくることから、コミュニケーション能力が非常に低下している。そういった中で、社会とのつながりを絶ってしまうケースがみられます。学校につながっている子も、いつしか不登校になってしまうことも多く、この支援には本当に時間がかかる地道な努力を続けていかなければいけないと思っております。一時保護した後でも、家にお返しすると、いつの間にかやっぱり家から外に出られないというようなケース、先週や今週の会議でもそういったケースがありました。学校、医療機関、それから子供家庭支援センター、保健所、本当にいろんな皆様方の力を持続し続けなければいけないということを実感しています。私どもにいただく事例というのは、非常に重篤というか課題が非常に大きいものではございますけれども、本当に丁寧に時間をかけてやらなければいけないなという実感がございます。

それから、意見具申を拝見して思い出したのは、SNS等で窓口につなげるということが重要なんだということ、これは本当にそのとおりだと思います。その一方で、やっぱりこれは、これもずっと指摘され続けているアウトリーチの大切さも同時に行うということが必要だと思います。実は、私もワーカーの経験がございまして、ひきこもりとか不登校の子を半年間かけて家庭訪問を数回し続けて、やっと顔を見せてくれたというケースがあります。このときは、学校ともかなり緊密に連携をいたしまして、自分の部屋のドアをあけてもらったという、そういった経験があります。そのときに、やっぱり実感いたしましたのは、ケースには時間がかかるということと、あとは、学校との連携のおかげで児童相談所もアウト

リーチできたという、そういった実感がございます。

野田のケースに戻りますけれども、学校と児童相談所の連携不足という点が指摘されておりますが、私はあのとき、学校との連携というのは本当に重要だということを改めて実感しております。なので、これはひきこもりとか不登校だけではないのですが、虐待のケースでも改めて教育機関との連携強化が重要だと思っております。特に学校の先生方はもとより、スクールソーシャルワーカーの先生方をできればもっと増やしていただいて、この学校と福祉と教育のブリッジ役の方を増やすことによって、連携強化を図れないかなと思っております。

それから、最後にもう一つ、自立支援のところでは重要なのは、雇用についてでございます。私ども、親子分離をした後、児童養護施設に子供をお預けしますが、施設退所後の自立について、やっぱりどこで働くかというのが非常に重要になってくる。措置をされたお子さんというのは、いろいろご自身も課題があって、例えば根気が続かないとか、コミュニケーション能力が低いとか、そういうことがある中で、自立を全面的にサポートしなければいけない。今でも自立支援の専門員等を加配していますが、もう一つは、雇用主さん、非常に理解のある雇用主さんを社会で本当に広げていくのが重要だと思っております。何日か前の記事で、NPOが居酒屋を経営して、そこで、ひきこもりとかニートの人たちに働いてもらうというような記事がございました。これは非常にいい取組だなと思っております。私もウナギ屋さんとかパン屋さんにご協力いただいて、そういった難しい子供たちをお預けした経験がありますけれども、残念ながら二ケースとも数カ月でやめてしまいましたけれども、ただ、そういった理解のある雇用主さんを増やしていくというのも非常に重要なポイントだと思っております。

○井上青少年対策担当部長（会長） 西尾委員、ありがとうございます。また、いろいろな貴重なご指摘ありがとうございます。

家庭の機能が十分に発揮できていないがゆえに、今日お集まりの皆様方、あるいは、地域の中で活動していらっしゃる一人一人の方々の支援の輪が必要なのかなというふうに感じていますし、それから、先ほどもお話がありましたように、ひきこもりでもそうだと思うんですけど、地道な支援が必要で、継続的にやっていかなきゃいけない。ライフステージが変われば、いろんなまた支援のメニューも変わってくるがゆえに、連携して常につながっていくことも必要なのかなと。最終的には雇用につなげていくことも必要なのかなというご指摘あ

りがとうございます。

もう一方、ご発言いただければ。多摩少年院の木村委員からもご発言いただけますでしょうか。

○多摩少年院 木村院長 多摩少年院の木村と申します。よろしく申し上げます。

本日お集まりの皆様には日頃から大変お世話になっておりまして、この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

多摩少年院は少年の収容定員が174名の施設ですが、今朝の時点で167名の少年が生活しておりまして、最近の高い収容率が続いております。収容人員が増えている原因の一つとして、非行名が詐欺の少年がとて増えています。今の在院者の全体の3割を超える少年が詐欺という非行名で入ってきております。特殊詐欺が社会問題化をしている昨今の世相を反映していると考えております。続いて多いのが窃盗で、窃盗の少年も3割弱生活しております。この窃盗の事件の中身を見ると、特殊詐欺の一貫でキャッシュカードを盗んだということで、内実は特殊詐欺という少年も少なくございません。あとは、性非行の少年もコンスタントにおりまして、在院者の約1割が性非行の少年という状況になっております。

そういう少年たちの成育歴を見ますと、従来から、いじめや虐待、貧困の問題を非行の背景に持っている少年が少なくありません。それに加えまして、最近では、ほかの人の気持ちを察することとか、対人関係を築くというようなことが苦手な発達上の課題を抱えている少年も増えているように感じております。さらに、在院者の学歴についてどういう状況かといいますと、一番多いのが高校中退ということで、これが5割を超えています。その次に多いのが、入院のときには高校在学という少年が2割くらいおります。在学とは言え、少年院に在る間に退学になることが多くあります。あと、中卒という者が1割、2割程度おります。更に、高校を既に卒業したとか、あるいは大学等に在籍しているという者が合わせて1割くらいいるという状況です。これをひっくり返して逆に言いますと、9割くらいの少年は高校卒業資格がないという状況になります。

一昔前は、少年たちと話をしてしていると、少年院を出たら働きますという者が大多数でしたが、最近では自分もできたら高校卒業資格を取りたいとか、あるいは、高校卒業程度認定試験にチャレンジしたいという希望を述べる少年がとて増えています。私の個人的な印象ですけども、面接をしていて、二人に一人ぐらいはそういうことを、できれば自分もチャレンジしたいということをするような状況です。そのくらい増えているかなと思ってお

ります。

こうした在院者の現状を踏まえまして、多摩少年院としましては、先ほど申しました特殊詐欺の再非行の防止のための指導ですとか、性非行の再非行防止指導に力を入れて、充実に努めておりますほか、高校卒業程度認定試験の希望者には受験をさせるようにということで、それに向けた教科指導の充実を図っております。

併せて、就労支援、修学支援などの社会復帰支援の強化にも取り組んでいます。今日は、このうちの修学支援について少し具体的にお話をさせていただきます。まず、施設の中では、NPO法人育て上げネットや、八王子BBS会のボランティアの方々に定期的に来庁いただいて、個別の学習支援ということで、マンツーマンで勉強を見ていただいております。そういうことをしながら、まだ事例としては少数ですが、少年院で生活している間に、単位制ですとか通信制の高校に編入学をさせて、その高校が行っているスクーリングとか、あるいは期末試験などがありますと、それを受講あるいは受験させるために、少年院から外出をさせるというような取組を行っております。これからも在院者本人が希望し、家庭でも理解や支援を得られるようなケースについては、積極的に実施していこうと考えております。

また、高校卒業資格を既に持っていたり、少年院にいる間に高卒認定試験を全科目合格したりする者の中には大学に行きたいという希望を表明する人もおりまして、そういう人については、在院中、タイミングが合えば受験のための外出をさせています。今年度も受験シーズンが始まっておりますけれども、3名外出をさせて、大学受験にチャレンジさせるというようなことも取り組んでおります。

このように、学び直しをしたり、あるいは学校にもう一度居場所をつくったりするということは、その人のその後の職業選択の幅を広げるということにもつながり、立ち直りや円滑な社会復帰に向けて、とても有意義だと捉えておりまして、今後もバックアップしていこうという構えでおります。修学支援、あるいは就労支援の充実に向けて、関係機関の皆様と一層の連携強化を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

ところで少年院は、少年法と並ぶ少年院法という法律で運営されています。平成27年、4年前に全面改正されました。今は出院した元在院者から相談があれば、少年院としてもそれに応じることができるということが法律に明文化をされまして、それを受けまして、少年院を出た後も本人あるいは家族、進学先の学校の先生ですとか、就職先の職場の方から要望が

あれば、少年院としても積極的に、仕事を続けること、学業を続けることですか対人関係ですか、いろんな問題について積極的に相談に応じていくこととしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○井上青少年対策担当部長（会長） 木村委員、ありがとうございます。

本当に多摩少年院の中で、地域の中のいろいろな民間支援機関・団体の方の協力を得ながら、就労支援、就学支援を進めていらっしゃるということで、今は非行歴のある少年のケースでありますけども、地域の方々がそういう形で連携・協力し合いながら、一人の若者の将来を支えていくことができればいいかなと思っている次第でございます。

それで、今、非行少年の立ち直り支援の話が出ましたので、少し議事を進めさせていただきたいと存じます。次第4の現在の若者像を踏まえた支援における連携のあり方についてのまず最初に、非行少年の立ち直り支援に向けた連携について、これにつきまして、ぜひ、東京保護観察所からお話をいただき、また、いろいろな連携に向けて、どの様な取組を行っているという形でお話をいただければと存じます。

それでは、恐れ入りますが、中原委員からご発言をお願いいたします。

○東京保護観察所 中原統括保護観察官 東京保護観察所の中原と申します。

お集まりの各機関・団体の皆様には日ごろ更生保護にご理解とご協力をいただいておりますことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございます。

皆さんご存知のとおり、保護観察は社会内処遇ということで、先ほど井上部長のご挨拶にありました再犯防止を専門に行っております。地域のこれだけたくさんの機関・団体がこうやって集まって、再犯防止を議題の一つとして協議していただけるということは、更生保護の一員としては非常に心強く感じているところでございます。

さて、更生保護という制度につきましては、お手元にパンフレットをお配りさせていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。また、併せて、保護観察になった少年の保護観察についての説明について、リーフレットもお配りさせていただきました。保護観察の枠組みが端的に書いておりますので、こちらも後ほどご覧いただければと思います。

私たちが扱います保護観察の少年というのは、家庭裁判所で保護観察処分や、あるいは少年院送致後に仮退院で保護観察を受ける少年たちです。家庭裁判所が受理した事件のうち、保護観察処分や少年院送致で仮退院になる少年は、合わせても約3割程度でございます。そ

れ以外の少年の大部分は、審判不開始やあるいは不処分という形で何の処分を受けることもなく終わっております。3割が多いかどうかはともかくとして、非行をした者の中でもある程度非行が進んだ少年が保護観察を受けていると聞いていいかと思えます。

保護観察になった少年には、一定の遵守事項を科してそれを守るように指導し、また少年たちに努力を促すだけでなく、少年の努力では十分でないところについて、助言をしたり直接支援をしたりしております。

保護観察は、あくまでも刑事司法の制度の一つですので、少年にとっては、いろいろな助言や直接支援を受けられるとしてもやはり行動の制限を受けるもので、必ずしも保護観察を歓迎して受けているわけではありません。

また、保護観察を実施する期間というのが保護観察開始当初から決まっております、少年がまだまだ支援を必要とする状態にあるとしても、保護観察の期間が終了すれば、我々は支援をすることができなくなります。これまでは、保護観察終了後、支援の必要な少年にいかにか地域の支援を受けてもらうかというようなことを考えることが多かったのですが、そうではなくて、保護観察期間中に地域の支援につなげられることがより大事なのではないかということを近年のいろいろな状況の中で感じております。

一つ、事例を紹介したいと思います。

軽度知的障害の疑いで仮退院後に愛の手帳を取得した少年です。少年院に入った時点では、軽度知的障害は全く指摘されておりました。少年院の生活を通して軽度知的障害があるのではないかということを感じた少年院が、東京都発達障害支援センター、TOSCAさんに情報提供し、TOSCAさんが軽度知的障害の認定と支援を受けることについて本人や父親の同意を得たうえで、少年院仮退院前に地域の支援会議を実施いたしました。

その際には、自治体の精神障害者の窓口である保健相談所、知的障害者福祉の担当部署、本人と同居予定の家族を支援している関係機関、それから少年院、保護観察所、保護司というメンバーが集まって協議をいたしました。親族を含めた家族の状況を確認し、福祉の支援の窓口をどこにするか、そして就労支援の段取りをどうするかということを確認し、保護司が少年の父親を支援する方法等をその場で打ち合わせていきました。

そして、保護観察開始後、忙しい父親の代理として保護司が本人に付き添う形で福祉の窓口を訪れ、福祉窓口の紹介でレインボーワークの就労支援を活用しました。4カ月ほどその就労支援を受け、最終的には本人が知り合いの紹介で自力就職をしました。自力就職後、比

較的順調に経過し、保護観察の期間よりも早く正式に保護観察を終了することができました。

支援の期間は、少年院を出てからの4カ月ほどでありましたが、TOSCAさんの働きかけで本人及び父親が知的障害を受け入れまして、地域福祉の支援につながったことは非常に大きかったと思います。

そして、福祉の支援につながる過程で保護司が本人や父親の傍らで寄り添ったことが、保護観察の中で早期に信頼関係を形成する大きなポイントになったかと思っています。

当初、仮退院後すぐに仕事に就いて家にお金を入れてほしいと言っていた父親に対して、本人の特性、就労支援の必要性について説明をし、理解を促してくださったTOSCAさん、そして初めて働く少年を就労支援につないだ自治体の窓口の方々、就労支援の担当者の連携が功を奏して、その後の安定した生活があったのではないかと考えております。

先ほどの若ナビαさんのお話や青少年問題協議会意見具申にもございましたが、自分でSOSを出して若ナビαさんなどの支援につながることでできる少年は、その段階で立ち直りの第三歩ぐらいまでいけているんじゃないかなと思います。

私たちが支援につなげるにあたって一番苦勞するところは、少年たち、そして家族が問題を抱えて困っていても、支援を受けるということの必要性をなかなか理解してくれない、支援を干渉と受けとめてなかなかそちらを向いてくれないというのがあるかと思っています。

福祉作業所で働いていた少年がもっと給料のいい仕事があるということを不良交友の中で聞いたりしますと、友達が紹介するそういう仕事に就きたいというようなことで支援を断ってしまい、親の方も早く家にお金入れてほしいため作業所は必要ないんだという考えで、せっかくながつながった支援が切れてしまうということもあつたりします。

ですから、支援を受け入れる気持ちを維持させることというのが、やはり大事なんだと感じております。

地域の支援につなげるためには、まず少年の気持ちを十分に聞き取って、聞き取る中で周りの人の支援を少し受けたら、もうちょっと楽になるんだよということ、それが干渉ではなくて、自分のプラスになるんだということはどうやって理解してもらうか、私どももいろいろと工夫していかなければならないと考えております。

保護観察では、先ほども申しあげましたように、期間が定められております。期間終了後も見守り支援が必要なケースを保護観察期間中から地域の支援につなげたいと考えております。

今まで我々は社会内処遇の専門家として、我々だけで頑張らなければいけないと、就労支援にしても、10年前でしたら保護司さんが協力雇用主を探してそこに少年の雇用をお願いするというやり方でした。

今こうやって支援の機会をたくさんいただいて、保護司さんが協力雇用主にお願いするほかにも、若ナビαさんやいろんな団体の方々が就労支援のために対象者に同行して会社に向いていただいたりしております。

そういった支援の手をお借りすることで、少年の気持ちを引き出すという保護司さんの見守りの力をより発揮してもらえるのではないかと、保護観察を効果的に実施していく上でも地域の支援をいただくというのは本当にありがたいことだなと思っております。

そのためにも、地域の中にどういう支援があるかという情報をもっと収集していかなければいけない、それが私たち更生保護にとって必要だということを改めて認識させていただいたところです。

まとめませんが以上です。

○井上青少年対策担当部長（会長） 中原委員、いろいろとご提言、ご意見ありがとうございました。

お話の一番最後の部分で、地域の中でどういうふうな支援メニューの資源があるのかということについては、冒頭、坪原課長からもお話差し上げましたように、私どものほうでポータルサイトを3月中にはつくりたいと、まずはそこで船出をさせて、皆様方のお役に立てるような情報のソースであるというものを目指していきたいと考えているところでございます。

また、本当にいろいろな連携を保護観察中にやっているという話の中で、お話が出ました保護司さんの役割はとっても大きいと感じています。私もこの職について、保護司の方々の話聞いていると、本当にボランティアでいろいろな活動をしていらっしゃる。そういう意味では民生・児童委員の方も本当にご尽力いただいているところだと思うんですが、保護司の立場からということで、どういう取組が都内で行われているのかということについて、少しお話をいただければと存じます。

東京都保護司会連合会の永見委員からご発言お願いできますでしょうか。

○東京都保護司会連合会 永見会長 ご紹介いただきました、東京都保護司会連合会の永見でございます。

今、中原統括保護観察官の方から保護司についてのいろいろなお話がありましたので、

保護司個人としての活動もありますけれども、保護司会組織としての連携につきまして、少しご紹介させていただけたらと思います。

平成 29 年に都の若ナビ α が立ち上がりましたが、その立ち上がる前に保護司との連携ということで、何かできないかというお話がございました。

その後、豊島区の保護司会と若ナビ α がいろいろなケースについて相互乗り入れといたしましょうか、そういうような連携を行っているように聞いております。

そもそもは、東京には 33 の地区の保護司会ががございます。東京 23 区をはじめ、多摩地区にも保護司会が 9 つ、あと伊豆の島部の保護司会、合計で 33 ということでございます。大体それぞれの自治体ごとに保護司会というのは、組織されております。

その保護司会の中で、いろいろな活動がありますけれども、更生保護サポートセンターを自治体と協力して立ち上げて、そこを保護司の拠点として、また情報発信の基地として活動しているというようなことがございます。

その中で、豊島区の保護司会のサポートセンターは、東京都と連携して、また豊島区ともちろんですけれども連携をして、青少年相談を行っております。

それと、多摩地区のほうでは、八王子地区の保護司会でも、そもそもは東京都が平成 21 年度に青少年立ち直り支援モデル事業を都が八王子市に委託して、そして、それをさらに八王子市が八王子の保護司会に再委託したということがございまして、その後東京都の事業が終わった後に、八王子市が自分たちの事業として、八王子市こども若者サポート事業というふうに名称を改め、継続して八王子の保護司会に委託をし、八王子市の保護司会が、その若者サポート事業を総合相談窓口サポートネット八王子として、現在に至っております。

そこでは、さまざまな相談が持ち寄られていまして、年間大体、昨年ですと、63 件、内容は、いろいろな非行だとか就学の問題、家庭の問題、ひきこもり、さまざまです。相談者としては保護司が相談する場合、家族、父親とか知人とか、本人、それから学校とか、そういうところからも相談が持ち込まれております。

そのような形で保護司の組織として若者支援、そういう問題に関わっているというような実態がございます。

またもう一つ別の形ですけれども、私地元が中野区なんですけど、地区の保護司会ごとに毎年 7 月を中心に社会を明るくする運動というのが全国的に展開されております。

その中で、犯罪や非行の問題に関して、それぞれのこの地区でいろんな講演会とか、

そういうものを行っております。

具体的にご披露申し上げますと、中野の場合は10の地区、分区がありまして、そこで社会を明るくする運動の中で、例えば南中野分区というところでは、昨年7月講演で警視庁の新宿少年センターの方を講師に招きまして、少年非行の現状ということで、お母さん方、町会の方とか、そういう方を100名以上集めて、講演会がもたれました。

また、中野東中学校では、中学校の生徒とそれから親を対象にしまして、いじめ問題に対するの出前授業というのは、弁護士会で行われているようですけれども、その弁護士さんをお招きして、中学校の生徒と考えるいじめ問題というような講演会を開きました。

また、緑野中学校では、薬物の危険性ということで、これも警視庁の野方警察署の方をお招きして講演会を開きました。

こんな形でいろんな子供・若者に対する問題点を地域の中で、皆で考えていこうというような活動をしております。

保護司会の組織としての活動はこんなところでございます。

○井上青少年対策担当部長（会長） 永見委員、ありがとうございました。

今お話伺っていると保護司の方がそれぞれの地域の中で本当に地道にいろんな方々をつながり合って、活動をしていらっしゃるというのがよくわかったところなんですけれども、我々としても、先ほど永見委員からもお話ありましたように、若ナビαが保護司の方々につながっていくことで、非行歴を有する少年の立ち直り支援に一步でも二歩でもお役に立てればというふうに考えているところです。

このテーマでもう一方、ご発言をいただきたいと思っておりますが、萩山実務学校の平倉委員のほうからお願いできますでしょうか。

○東京都立萩山実務学校 平倉校長 皆様こんにちは。萩山実務学校の平倉でございます。

日ごろから、関係諸機関の方には大変お世話になっておりまして冒頭御礼申し上げたいと思います。

私からは、児童自立支援施設の今の子供の状況と児童自立支援施設、私どもが行っている機関連携について、少しお話をさせていただきたいと思っております。

ご案内のように、児童自立支援施設は児童福祉法に基づく施設でございまして、特徴としては、敷地の中に公立の学校がありまして、鍵こそございませぬけれども、子供たちを一旦限られた空間の中で生活寮と学校が連携をして、支援をするというところでございます。

平成10年の児童福祉法の改正で、従来は非行少年だけを対象にしておりましたが、現在子どもへの支援の枠組みを必要とする生活環境上、児童自立支援施設の枠組みが必要なお子さんを入れて支援するという形になっておりまして、平成10年、かれこれ20年前には、現場は当時ですね、どういうことだろうという感じでしたが、実は今まさにそういう状況になっております。

というのは、少年非行の統計では、10年前に比較しまして、非行少年というのは半減してありますが、実は都立の児童自立支援施設二つございますけれども、入所児童は平成19年、20年というのは、もう定員まで入れるかどうかということで本当に、年を明けますともう子供が入らない入らないと言われたんですけれども、今は6割ぐらいの入所になっております。

入ってくるお子さんの特徴も従来の非行というよりは、一つは家庭内暴力、それから金品の持ち出し、家族関係のトラブルと言えるような入所理由が目立っております。

あと、先ほど少年院の方からもお話出ましたけれども、性的な問題を抱えて入所するケース、これは男の子ですけれども、性的な関心を即座に行動に移してしまう、人と距離がとれないというような側面と、あとはやっぱりこれはスマホの影響じゃないかと職員と議論しているところでございますが、そういった子供がふえておりまして、従来の例えばバイク窃盗ですとか、群れて地域で暴れるようなお子さんは二桁は今いない状況でございます。

入っているお子さんの特徴としては、発達障害、そういった特徴が顕著に出ているお子さん、それから被虐待のお子さん、対人関係がとれなくて、他人と生活することに慣れていないお子さんが増えています。

また、極端に幼さが目立つお子さんも増えております。生育過程で大人との関わりですとか、児童同士の関わりが極端に減っているのかなというふうに思われまして、人との関わりが少ないからこそ、児童自立支援施設は一つの寮、集団生活を送りますので、こういった枠組みは必要のかなという一方で、余りにもマイペースに生活する児童が散見されるようになって、子供同士の育ち合う集団が非常にぎくしゃくしておりまして、職員が苦勞しております。私どもとしてもどういう体制をつくって、そういったお子さんの支援をしてくのかといろいろ検討しているところでございます。

子どもへの支援の特徴というのは、先ほど答申の報告の中でも出ておりましたけれども、基本的にはやはり自己肯定感をいかに高めるのかというのは、やはり大きなところでございます。

それから、先ほどから出ていて私も符合したんですけれども、やはり今のお子さんたちは自分の気持ちを言葉にできない、それだけ成熟してないとか育っていないというところから、相談できる力、これから私ども退所しても私どもがいつまでも支援できるわけではないので、きちっと周囲に相談できる力を育てようということで分校、学校のほうとも連携をして言語コミュニケーションのプログラムを入れたりですとか、寮でも面談、それから心理士の面談など、多面的に子供に自分の気持ちを話させるというような支援に力を入れております。

それから、最近私どものこれは内部用語なんですけれども、困り感、子供自身が自分の困っている、そのイライラが困っているということと結びついていない子供も結構多くて、それをきちっと自覚化させて、言語化させるというようなことにも力を入れております。

私どもの児童福祉法の施設でございますから、18歳未満ということでございますが、実際は、萩山の場合は中学生以上ということで、中学生を中心に中卒児が一部いるという状況でございます。入ってくるときは、やっぱり学校に行っていない子も多いですし、行っているも遊んでいたという子が多くて、高校進学したいけど、無理だと思ったお子さんが私どもの分校で勉強する中では、皆さん高校に進学をいたします。

ただ、問題は、1年たつと半分、去年ぐらいで6割ぐらい通学を続けていましたが、4割は退学しているという状況でございます。

機関連携の話でございますが、ここにご参加されていらっしゃいますが、東京都の教育庁地域支援部生涯学習課さんの方で、都立高校の不登校や中退の防止などを目的として、ユースソーシャルワーカーを主な構成員とする自立支援チームが組織をされて、支援をなさっているということで、実は今年度に組織的な連携をしております。これは、やはり子供たちが身近なところできちっと高校生活の中で、困ったときにユースソーシャルワーカーさんと相談をして、場合によっては、私どもがユースソーシャルワーカーさんと連絡をとりあってアフターケアができるようにしようということで連携しております。

今年度13名家庭に帰ったお子さんがいて、児童と保護者の承認、了解が得られたご家庭が5ケースございました。残念ながら、1家庭は、ちょっとうまく支援に乗れなかったお子さんがいたんですけれども、この枠組みに乗った4ケースについては、制度をうまく利用したことと、活用しないまでも見守り程度で何とか済んでいるということで、私どもの職員にここへ来る前もちょっと意見を聞いてきたんですけれども、発達障害など特徴の強い新しい環

境になじむのには難しいお子さんたちが新しい環境に入って行くのには、非常に有効な枠組みではないかと言っておりました。

実は、この自立支援チームとの連携も、2年前にこの会議で教育庁さんがそういう取組を始めたということを私が持ち帰った資料をうちの職員が見まして、ぜひ連携をやろうということで連携したところでございまして、本当にこの会議も非常に意味があるなと思っております。

あとは、機関連携ということでは、私どもの施設では家庭から、あと施設から子どもが入所して来るんですけれども、大体今3分の1近くの子が家庭に帰れずに児童養護施設に、児童相談所の方で措置変更していただくような状況になっております。

児童自立支援施設と児童養護施設って児童福祉法では兄弟のような施設ではあるんですけれども、今東京都も直営施設もなくなったり、いろいろな事情で職員が多様な施設を経験できる状況になくて、児童養護施設に子供を送り出しても子供が高校続かないという状況が一方ではございまして、私どもの施設も児童養護施設のことをもっと知らなければいけないということで、相互の宿泊研修ですとか、子供の引き継ぎも綿密にやるようにするとか、やはり私どもだけで子供の支援ができる状況ではないということで、あちこちと連携をできるだけさせていただくということで今やっています。

あと、それからちょっと変わったところでは鑑別所さん、家庭審判で入ってくるお子さんは、鑑別所を経由して入ってくるんですけれど、最近の新しい2年ぐらいの状況としては、審判で来た子を鑑別所の方で処遇鑑別ということで私どものところに技官の方が来ていただいて、子供の状況を鑑別していただけるようになったんですね。これは、子供の成長を私ども客観的に見させていただくという意味ではとても役に立っているところでございます。

雑駁になりましたが、私からの報告でございます。以上です。

○井上青少年対策担当部長（会長） 平倉委員、ありがとうございました。

ただいまもお話がありましたような、今日この後、一番最後に教育庁さんの方からユースソーシャルワーカーの取組については、少し情報提供していただきたいと思っておりますけれども、この場が機関連携の場になったのは、ありがたいと思っておりますし、またほかの委員の方々におかれましても、そういうふうな場になれば幸いに存じます。

すみません。もう一テーマについてご議論というか、意見交換したいと思っております、事前に発達障害者支援センターの山崎委員のほうにお願いしているところでございます。

よろしくお願いたします。今日は、この中でも何回か発達障害に関するお話もありますので、少し情報提供していただけますでしょうか。お願いたします。

○東京都発達障害者支援センター 山崎センター長 東京都発達障害者支援センターの山崎です。

東京都発達障害者支援センターは、発達障害がある本人、家族、さらに教育、医療、就労、その他の関係機関からの相談と、より身近な地域で支援が受けられるよう区市町村のライフサイクルを通しての発達障害者支援体制の整備へのご協力を主たる業務としております。連携という観点では連携をつくり出すというところに大きな役割があると考えております。先ほど保護観察官の中原さんからご紹介いただいた事例について、ちょっと補足させていただきます。東京都外の少年院から都内に居住地のある方で出院する人がいる、都内の地域のことわからないので、どのように移行を進めていったらよいか、また発達障害があるのかどうかという点について診てほしいという相談がありました。

それで、お伺いしまして、本人とお会いさせていただき、支援が必要なことを確認しました。また地域での受け入れ態勢をつくっていくということが必要であること、そのために関係者による支援会議の開催を提案しました。出院前の支援会議の開催に向けて少年院とセンターとで役割分担を行い、保護者と司法関係者へのアプローチは少年院で、地域へのアプローチはセンターが担当することになり地域移行に向けて具体的な準備を進めていきました。地域につないでいくときに地域で状況が違いますので、その地域だとどこに最初つなぐかが問題となるのですが、今回は保健センターの地区担当の保健師つなぎ趣旨を理解いただき、地域のどの機関の方に集まってもらうかを検討し、地域の支援機関には保健師から声をかけていただきました。支援会議には少年院担当者、保護観察官保護司、保健センター、障害福祉課、福祉事務所、相談支援事業所、等が参加し、共通理解のもとで地域での連携体制を構築しました。このように少年院等からの地域移行では、出院前にこのような地域での支援機関が繋がり見守る体制を作ることが必要だと考えます。

次に今日の本題に移ります。発達障害を抱えた若者の社会参加において、遭遇する問題として、さまざまあるが、まず就労の視点から考えると、就職できない、就職活動がうまくいかない、さらに就職したとしても仕事がうまくいかない、あるいは人間関係がうまくいかないということで離職をしていく。また再就職をしても同様にうまくいかずというように就職離職を繰り返し、その過程ですっかり疲れ切ってしまう、ひきこもりになっていってし

まう。

また、学校生活では、発達障害の特性から学習がうまくいかず、学校が安心して過ごせる場ではなくなってくる。そうなってくると、行き渋りが始まり、不登校になり、18歳を過ぎても引き続いてひきこもりになっていく。思春期に不登校になったお子さんは大抵、高校は通信に行かれる方が多い。通信高校に進学した人の多くは卒業しますが、中には退学し、高卒資格をとって、その後引き続いてひきこもりとかというような経過をたどる方が非常に多いようです。

さらに、発達障害というところで、本人はその気はないが、犯罪に巻き込まれていく。先ほど特殊詐欺という話がありましたけれども、あと窃盗ですとか、命令されてやってしまうというところがあるんです。学校や家庭が居場所になっていかない、居場所がないと、その周辺で自分を受け入れてくれる別の居場所というのを求めることになります。非行グループですとか、特殊詐欺から声がかかるとか、そういうような形で自分を受け入れてくれるというところで犯罪に巻き込まれていくようなことになってくるのかなと思います。

発達障害の特性からの生きづらさを抱えた若者を支援していくときに、ライフサイクルを通してさまざまな支援機関が関わるので、関わる機関が連携をしていくということが発達障害の若者の社会参加の促進ということを考えると、非常に重要であると考えております。

次に簡単に関係機関が連携し発達障害のある人の就労を支援した事例をご紹介します。その方は20代の方で、うつ病の診断、精神保健福祉手帳所持、精神科通院をしております。

来所されたときは在宅です。それまで、一般の就労をなさっていて、うまくいかない、ということで離職を繰り返していました。就労支援機関も関わっていたようですが、うまくいかなかったようです。主治医からセンターに一度相談に行ったらどうかということで来所されました。相談の中で就労支援機関も含む周囲の人たちが自分をわかってくれないということを繰り返しおっしゃっていました。その後どのように支援をしていったかと申しますと、診断を受け自分の特性を理解をしたいという希望でしたので、専門医をご紹介しました。また将来について就職したいという気持ちが強くあるので、就労についてはハローワーク、就労支援事業者につなぎ、健康面に関しては地区担当の保健師につなぎ、関係者に集まっていただけ本人参加の支援会議を開催しました。そこで共通理解をつくり、役割分担を明確化し共通目標のもとで支援をしていくことを確認しました。その過程でご本人が、やはりわかってくれる人がいるというのがすごくいいとおっしゃっていました。ハローワークの方に本人

が信頼を寄せ、わかってくれる人がいるというのは包まれている感じがする、その方の声を聞くとほっとするとか、そことつながっていることが自分にとってお守りがわりだとも仰っていました。その後就職し周囲の人々に支えられながら職業生活を継続しております。

この事例を通して思いますのは、発達障害のある方は、現実と折り合いをつけながら生きるということがなかなかできにくい方なので、そこをどのようにとらえて生きづらさを支援していくのか、また連携といたしましてもどのような連携が必要なのか、その連携を担う人々がそれぞれ、本人の言葉を借りれば、その人のつらさなどいろいろな思いをわかってくれる人、一緒に考えてくれる人、親身になってくれる人、一緒に悩んでくれる人、を念頭に置きながら、本人主体の支援を、そして連携をつくっていくことが非常に大事な点と改めて考えさせられた事例です。

私どもは発達障害の方の支援をしていくときに、地域につないでいくということを原則として、相談をいたしておりますが、その後も地域で本人や支援機関が困ったときには、いつでもお手伝いをしますというバックアップのスタンスでおります。地域での連携を作り出すとともにこのような考え方で連携に取り組んでおります。

以上です。

○井上青少年対策担当部長（会長） 山崎委員、ありがとうございます。

今お話を伺ったのは、今日の話に共通する部分があるのかなと思っておりますが、支援をする方々が一緒になって、支援を必要とする人のことに思いをはせながら一緒に考えると。それによって、その支援を受ける側にしてみると自分のことをわかってくれる人がいる、それも何人もいとなることで、励まされ、頑張ってみようというふうに思うのではないのかなという感じがいたしました。

このテーマは、もう少し何人かご発言いただきたいと思っておりますが、ちょっと時間もなくなってきたところでありますが、保健所長会の田原委員から少しご発言いただけますでしょうか。

○東京都保健所長会 田原会長 多摩島しょ地域の東京都の保健所の代表としてまいりました多摩府中保健所の田原と申します。

時間もございますので、簡単に保健所の実情などをご説明させていただきたいと思っております。

多摩地域は、私どもは地元の府中市をはじめ、6市を管轄しており、市と協力しながら精

神保健相談などを行っております。どちらかという困難事例を東京都の方で引き受けさせていただいて、その中で相談の一番多いのが発達障害系の方で、それも20代、30代の少しひきこもりが長くなられた方などに保健所が訪問や、電話相談を受けております。

先ほど山崎先生とお話ししていたのですが、割と保育園とか学校など、義務教育までの期間は、地域での発達障害の理解がすごく進んできて、受入もとてもよくなってきています。ただ、その後就労を失敗したりして、少し長くひきこもっている方に一歩外に出てもらうのは非常に難しい状況です。私どもの保健所では、思春期のグループワークや、親御さんの会等を行っていて、参加される方もいますが、ほとんどの方はなかなか難しく、多分特別区の保健所でも同じような状況ではないかと思っています。

先ほどお話があったように、教育現場は理解が進んできているので、職場での引き受け方、受け入れ方などの理解が進めば、ひきこもりになっていく方も少しずつ少なくなってくると思っています。私自身も何度か一緒に入って相談をしている30代の方など、このままずっとと思うといろいろと考えてしまいます。就労の場においても皆さんに発達障害についてご理解いただければありがたいと思っています。

それから、保健師などにどこがこのひきこもりのきっかけだったのかと聞きますと、やはり義務教育の切れ目ですとか、高校の切れ目と答えが返ってきます。そこまではすごくよかったんだけど、その後がなかなか続かなくてという話も聞いておりますので、そのことも地域の皆さんと相談しながら、粘り強く対応していきたいと思っている次第です。

以上です。簡単で申しわけありません。

○井上青少年対策担当部長（会長） 田原委員ありがとうございます。

本当に切れ目の無いようにという部分については、冒頭、意見具申の中でもいって、本当にそうだなと思っているところでございます。今日に限らず、本当にご参加の方々がそういう部分でそれぞれがつながっていけばというふうに思っているところです。

なかなか時間ないところでございますが、もう一方、ぜひご発言いただければと思っているんですが、中部総合精神保健福祉センターの熊谷委員のほうから一言ご発言いただけますでしょうか。

○東京都中部総合精神保健福祉センター 熊谷所長 中部総合精神保健福祉センターの熊谷でございます。

日ごろより、ここにお集まりの各機関の方々には、当センターのさまざまな業務の中で大

変お世話になっております。

お話を効率的にするためにお手元に「東京都立中部総合精神保健福祉センター 明日に向かって」という、青いリーフレットがございますでしょうか。その内側を見ていただくと、これが当センターの業務の全体紹介でございます。ここがございますように、さまざまなことを精神保健福祉法及び東京都の条例に基づいて行っておりますが、特に発達障害関連の個別のケースにセンターとして対応するものとして、この下の青で囲んだ精神保健福祉相談や、それから地域支援アウトリーチなどと、それから就労などを目指す精神科デイケアが該当するかなと思います。

それぞれにおける連携の概況を若干ご紹介させていただきますが、思春期・青年期相談では、この相談は、思春期・青年期相談のほとんどは、まずご家族から来ます。主な支援課題、主訴としては、不登校、ひきこもり、それから就職したけれどもうまく適応できない。それからインターネットやゲームの過剰な使用とか家庭内暴力、ときに万引きの問題がある、そういうお子さんのことで、私どもの相談も、最初は疾患が前提ではありませんが、話を聞いていくうちに、これはやはり発達障害の問題への対応が必要だなというふうなことで、必要に応じてつなぎをしてまいります。

私どものセンターでも、なるべく多くの機関から紹介を受けて、必要な見立てをして、つなぐというふうな業務にしておりますが、相談経緯で比較的多いのは、区の保健所、保健センターや学校の関係者の勧めです。

申し遅れましたが、東京都内にはこのようなセンターが3カ所ございまして、私どものセンターは区部の西部を担当しております。北は練馬から南は大田区までというところです。

つなぎ先としては、それこそケースの見立てによりますが、保健センターの保健師さんに助言を返したり、福祉部門に特に経済の問題がある方はつなげたりとか、それからご本人が私どもの相談に登場した後は、サポートステーションや就労支援などにつなぐ場合もあります。

この場合、課題としては、親子関係、家族関係自体がこじれていることもあって、来談者自身のサポートはかなり必要なことが多いです。二つ目に真ん中の地域支援というのは、いわば地域保健の中で問題となった家庭内暴力や長期のひきこもり、ホームレスの状態とか、ごみ屋敷の状態のようなどころの住人に近隣からの苦情などをきっかけとして保健所からご依頼があり、そこに私どもがアウトリーチ支援として訪問するというふうな形です。

連携については、紹介元として保健所、保健センター、その背後に福祉事務所などさまざまですが、つなぎ先として精神科の医療機関や訪問看護、デイケア、相談支援事業者やグループホーム、ケースによっては就労継続支援などに紹介する場合があります。

課題としては、訪問サービスがまだまだ少ない中、今後やはりその育成、特にそれが担える人の育成が必要かなと思っています。

それから、思春期・青年期デイケア、本日のテーマの就労に近いところ、最後になってしまいますが、主な支援課題としては、やはり対人関係やコミュニケーションなどに問題を抱えがちだけれども、ご本人自身は働きたいと思っている方とか、それから仕事を目指してハローワークを訪ねただけだけれども、やはりとても就職に行く前に訓練が必要というふうなことでハローワークから進められた、そういう方が多いです。

そういう方の場合、紹介先としては、本人の希望と訓練後の状況によりますが、就労移行支援事業所や就労継続支援のB型をご紹介する場合や早目に働く段階に、雇用につなげそうな方は、区の障害者就労支援センターとか、障害者就業生活支援センター、ハローワークなどで企業実習につなぐということもございます。

課題としては、先ほどから出ている利用者のニーズとサービスのマッチング及び本人とそのよいスキルがある方と相性がよく結びつけることができるか、これは支援者の技術だけではない部分がございます。

最後に連携全体の課題として私どもが感じている点が3点ありますが、一つは先ほど申し上げた地域の人材育成が必要で、つなぎ先がきちんと整備されていないとつなぎようがない部分もあるかなと思います。

もう一つは、一昨年の個人情報保護法の改正に伴い、特に病気に関することを含む、情報交換がかなり難しい部分があり、本人の同意が得られる場合はよいんですが、本人の同意がないけれど、支援ニーズを関係機関で持つ場合の守秘義務のあり方というのは、結構難しい課題となっております。

それから、三つ目に制度上の年齢の壁の問題です。これは、この場でも関係の方がおられますが、既に話題が出た18歳の壁ですね。そこまでで、低年齢から支援してきた児童福祉機関がそこから先手を引かざるを得ない場合もあるということです。

もう一つは40歳の壁です、40歳で現状ひきこもりの施策が上限となりますが、地域からは、若者はいずれ大人になり、さらに親はもっと年老いていく8050問題に見られるように、

40代以上のひきこもりの支援機関にもつないでいく視野での支援が必要な場合が多いです。これらの課題もやはり解決していかなければならないかなと感じております。

今後とも、各部署機関の方々にはさまざまお世話になるかと思いますが、ぜひよろしくお願いたします。センターの利用方法はリーフレットにいろいろ書いておりますので、職場でもご活用いただければと思います。

○井上青少年対策担当部長（会長） 熊谷委員、ありがとうございました。

なかなか、壁がいろいろ、課題が幾つもあるという話でございました。ありがとうございました。

すみません、時間が押してしまって恐縮でございます。

本日、先ほども私からも申し上げましたように教育庁から情報提供していただける資料等もございますので、教育庁の鈴木主任指導主事の方からご発言をいただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○東京都教育庁地域教育支援部 鈴木主任指導主事 では、失礼いたします。

それでは、都立学校自立支援チーム派遣事業について簡単ではございますが、ご報告をさせていただきます。

就労や福祉の専門的な知識や技術を持ちますユースソーシャルワーカー等から成る自立支援チームを平成28年度から都立学校に派遣いたしまして、不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を実施してまいりました。

昨年度、平成29年度は、3,055人の生徒に対応いたしまして、これは平成28年度と比べ、約1.3倍の伸びとなっております。都立学校におけるユースソーシャルワーカーの活用が着実に進んでいるということが言えるわけでございます。

具体的な成果といたしましては、福祉事務所と連携をいたしまして、複雑な家庭環境に置かれている生徒の生活の不安を解消させ、卒業に導いた事例等がございました。

また、平成30年度、今年度ですけれども、生徒の多様かつ複雑な課題に迅速に対応するため、新たにユースソーシャルワーカーの上級職という位置づけでユースソーシャルワーカー主任というものを4名配置いたしました。

なお、今後、具体的には平成31年度でございまして、平成31年度は、ユースソーシャルワーカー主任を8名配置する予定になってございます。引き続き、都立学校に対しまして、ユースソーシャルワーカー等の有効活用を促すなどいたしまして、都立学校における不登校、

中途退学等の対策の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上です。

○井上青少年対策担当部長（会長） どうもありがとうございました。

本当に、今日いろいろな方々にもっともっとご発言をいただきたいと思いながら、進行の不慣れで本当に申し訳ないんですが、本日発言していただいた中でも一つのテーマの中でもいろいろなお互いのかかわり方があるのかなというふうに思った次第でございます。

それにおいては、この会議体、引き続きまた来年度以降も開催するには、そのときのトピックやテーマ等取り上げながら、皆様方の連携がさらに深まるようにという形で行っていきたいと思っておりますし、また、この下に連絡調整部会があり、再来週開催いたしますので、また、そこでもより実務的な部分で状況を共有するということができたらと思っております。

時間を若干過ぎてしまったんですが、どうしても今日皆様の中でご発言したいというようなお方がいらっしゃれば、ご発言をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今後とも若者の自立支援に向けまして、関係機関の連携にぜひとも皆様方、あるいは皆様方とかかわっていらっしゃるいろいろな関係機関の方々との連携のご協力をお願いしたいというふうに存じます。

最後になりますが、来年度私ども青少年・治安対策本部、既に報道発表等されておりますけれども、組織改正を行うことが予定されておりますので、この件について坪原青少年課長のほうからご説明をさせていただきます。

○坪原青少年課長 時間が超過している中、大変申し訳ありませんが、手短かに説明させていただきます。

本年の1月25日に発表されましたが、当本部につきましては、4月1日から組織改編という形で名称が変わることになっております。青少年・治安対策本部から都民安全推進本部という名前に変わるということになっております。

業務内容につきましては、報道等でもありましたとおりでございますけれども、ひきこもり業務については、主に福祉保健局、そして地域連携活動のうちの一部が生活文化局に移るという形になるとともに、都民安全推進本部という名前が示すとおり、安全施策についてより集中的、機動的に仕事ができるようにということで従来の青少年課、安心・安全まちづく

り課の二つを再編いたしまして、都民安全推進課そして、若年支援課という課が誕生することになります。

しかしながら、こちらの子供・若者協議会ということで連携しなければならないということについては、引き続き都民安全推進本部の中で共有されているところをごさいます、若年支援課がこちらの協議会の庶務を担当し、そして、また再犯防止などにつきましては、さらに今後は日本、東京の治安情勢の改善に向けてより力を入れなければならないというところで、都民安全推進本部の共生社会担当課長のもと、集中的に施策を推進していくということになっております。

引き続き、都民安全推進本部におきましてもこちらの連携をより一層強化し、施策を強化していきたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いしたい次第でございます。

以上でございます。

○井上青少年対策担当部長（会長） ただいま説明のとおりでございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方の連携は本当にどんどん重なっていく、我々といたしましても本当にスクラムの連携を目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の東京都子供・若者支援協議会代表者会議を閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。お疲れさまでございます。

午後 4 時 05 分閉会